

令和4年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会

日時：令和4年8月22日（月）

14時～15時30分

場所：WEB 会議（Microsoft Teams）

○事務局 定刻になりましたので、ただ今から、令和4年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、環境農林水産部動物愛護畜産課の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の部会は大阪府情報公開条例に基づき、公開で行うこととなっております。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、動物愛護畜産課長の朝倉から挨拶を申し上げます。

○事務局（朝倉課長） こんにちは。大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課の朝倉でございます。

令和4年度第1回大阪府環境審議会野生生物部会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本府の野生鳥獣保護管理行政の推進に当たり、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度は、鳥獣保護管理事業計画、シカ・イノシシ管理計画の策定に関しまして、ご審議いただき、ありがとうございました。

現在、この3つの計画につきまして、関係機関と連携しながら、推進しているところでございます。

本日は、10月末で存続期間が満了する箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定に関しまして、大阪府から環境審議会に諮問いたします。後ほど事務局からご説明させていただきますが、都市近郊に位置する特別保護地区には、たくさんの野生鳥獣が生息しており、野生鳥獣の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、存続期間満了後も、再指定したいと考えております。

また、シカ・イノシシの管理計画につきましては、7月19日に、シカ・イノシシ保護管理検討会を開催いたしましたので、その検討会におきましては、直近の令和3年度の捕獲実績、あるいは、生息状況のデータなどを踏まえまして、今年度からスタートしている新たな計画を効果的に推進するための、捕獲実施目標等について、議論いただきました。この内容につきましても、ご報告させていただきます。

委員の皆様におかれましては、特別保護地区の指定に関しまして、率直なご意見をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日の資料を確認させていただきます。

事前にお送りした資料をご用意ください。本日の「次第」にも、資料の一覧を記載して

おりますが、まず、本日の審議事項、資料 1-1 から 1-4 の「審議事項 箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定」にかかるものがございます。なお、「次第」に記載のある「参考 鳥獣保護区等位置図」については、今回の資料には添付しておりません。必要に応じて記載の URL からご覧ください。

次に、資料 2-1 から 2-4 の「報告事項 前期第二種鳥獣管理計画（シカ、イノシシ）の取組結果並びに今期計画における捕獲実施目標及び取組状況等について」にかかる資料。

次に、話題提供として、資料 3 「犬鳴山におけるカモシカの目撃について」、本部会に所属されている「委員の名簿」及び「大阪府環境審議会野生生物部会運営要領」がございました。以上でございます

続きまして、令和 4 年度から新たにご就任いただいた委員を、ご紹介いたします。

J A大阪女性協議会委員の岡村委員でございます。

公益社団法人大阪府猟友会会長の寺西委員でございます。よろしく願いいたします。

その他の委員につきましては、議事進行の都合上、先ほどお示しした委員名簿をもって、ご紹介に代えさせていただきたく存じます。ご了承ください。

なお、澤島委員におかれましては、本日はご欠席でございます。

本部会の部会長は、大阪府環境審議会条例により、予め同審議会会長から指名された前迫委員が務められます。

また、部会長代理には、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領に基づきまして、予め前迫部会長から指名された平井委員にご就任いただいております。

さて、本日の部会でございますが、委員定数 9 名のうち、8 名の委員の方々にご出席をいただいております。したがって、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第 3 条第 2 項の規定に基づき、本部会が成立していますことを、まず、はじめにご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日はオンライン会議システムを使用しますので、注意点を説明いたします。

委員の皆様におかれましては、通信回線の負担にも配慮して、事務局等の説明時には、カメラはオフ（停止）、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。

ただし、ご審議の際には、皆様の賛否などの様子が分かるほうが議論を進めやすいと考えますので、全員カメラをオンにして、ご議論いただければと考えております。

また、ご発言のある方は、挙手にて意思表示いただきまして、部会長から指名がありましたらミュートを解除して、ご発言いただき、終わりましたらミュートに戻していただきますようお願いいたします。ミュート忘れ等がありましたら、こちらでミュートの操作をさせていただきます場合がございます。ご了承ください。

通信が不安定になるようであれば、適宜カメラのオフ等をお願いすることがありますので、あわせてお願いいたします。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。

資料 1-1 から資料 1-3 につきましては、大阪府知事から環境審議会に諮問させていた

だく事項となっております。

例年であれば、大阪府から部会長に諮問文を手交するところですが、オンラインでの会議でございますので、諮問文は、事前に部会長へメールで送付させていただいております。

なお、本審議事項につきましては、大阪府環境審議会条例第6条第7項及び大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第5項第7号の規定に基づきまして、野生生物部会の決議をもって環境審議会の決議とする、とされておりますので申し添えます。

○事務局（朝倉課長） それでは、諮問させていただきますので、よろしく申し上げます。（諮問文「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定について」を読み上げ）

箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区につきまして、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、大阪府環境審議会の意見を求めます。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、これ以降の議事につきましては、前迫部会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。前迫でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ご意見を頂戴するときには、システムに手を挙げるモードがありますので、これで教えていただく、気づかない場合もあろうかと思っておりますので、そのときには、遠慮なくご発言いただければと思います。

今日は、先ほど諮問がございましたように、「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定」ということについて、委員の皆さんのご意見を頂戴したく思います。ここで審議いただいたことを審議会で報告するということになっておりますので、積極的なご意見、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。委員の皆さまには、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方としましては、まず事務局から、指定しようとする地域の概要や、府の方で作成された「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針（案）」について説明いただき、そのあと、全体を通じて、委員の皆様から意見や質問があれば、ご発言いただくことにしたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

なお、特別保護地区の指定においては、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聞くことや、保護に関する指針の案を公開することなどが法律で定められています。

それらの経過や関係団体の意見なども、あわせて説明願います。

○事務局 それでは、箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定についてご説明申し上げます。

大阪府では、野生鳥獣の保護繁殖を図りますため鳥獣保護区の指定に努めております。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、知事は、鳥獣の保護繁殖を図る上で特に必要があると認める地区については、鳥獣保護区の区域内に特別保護地

区を指定することができる、と定められています。特別保護地区内では、原則、建築物等の新築や改築・増築、水面の埋立てや干拓、立木竹の伐採など、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのある行為はしてはならない、つまり開発を規制する旨が定められています。

現在、本府には、18箇所、約12,914haの鳥獣保護区がございますが、特別保護地区は、箕面勝尾寺鳥獣保護区内に指定しております本地区のみでございます。

箕面勝尾寺鳥獣保護区及び同保護区特別保護地区については、大正13年に、現在の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法の前身の法律である狩猟法に基づき、禁猟区として国により設定されたのが始まりでございます。昭和38年に、狩猟法が鳥獣保護法に改称された際に、禁猟区は鳥獣保護区となりました。その後、昭和57年の鳥獣保護区の更新時に、特別保護地区の設定と合わせて、府指定の鳥獣保護区として指定されたという経緯がございます。

今般、この特別保護地区の指定期間が、本年10月末に満了することから、鳥獣保護管理法第29条第1項及び本府が定めた第13次鳥獣保護事業計画に基づき、指定期間を、更に10年間延長するため、ご審議にお諮りする次第でございます。

資料1-2「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区 保護に関する指針（案）」をご覧ください。

まず、「名称」です。指針（案）の「項目1」のとおり、更新を図ります特別保護地区の名称は、引続き「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区」となります。

次に、本地区の「区域」ですが、大阪府の北部、箕面市のほぼ中央に位置しています。

指針（案）の、末尾のページ「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区 区域図」をご覧ください。太線で囲まれた区域が、箕面勝尾寺鳥獣保護区で、斜線の部分が、現在の指定区域と同じ、箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面、並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域となります。

次に、資料1-3「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の風景・野生鳥獣の生態」をご覧ください。

写真は、更新予定区域の全景、箕面大滝から南北に流れる箕面川沿いの渓谷及びその周辺の山林の様子です。当地区は、都市近郊に位置しながら全域が明治の森箕面国定公園内にあり、大阪を代表する、自然環境に恵まれた場所となっています。シイやカシの照葉樹林を主体とした植生は、箕面川沿いのイロハモミジ・ケヤキ群集などと相まって、多様な自然環境で構成された地域であり、野生鳥獣のすぐれた生息環境を形成しています。林内は、広葉樹の大木が多く、野生鳥獣の餌となる植物や昆虫類が豊富であるため、鳥獣にとって非常に生息しやすい環境となっています。箕面川には、瀬や淵、滝が連なり、多様な水辺環境を有していることから、多くの水生生物が生息しています。それらはカワガラスなどの野鳥の餌になっています。

近年では、エコツーリズム意識醸成の影響や、新型コロナの蔓延防止対策である密の

防止を図りながら身近に自然が楽しめる場所として、一層、人気が高まっています。四季を通じてハイカーや子ども連れの家族などが訪れており、特に紅葉の季節には大変賑わっています。

ご覧いただきましたように、当地区は、都市近郊にありながら、野生鳥獣のすぐれた生息環境となっています。

なお、当該地区においては、国、府、市のほか、地元 NPO などの市民活動団体や、隣接する箕面ビジターセンターなどにより、自然観察会の開催や、希少鳥類の生息情報などを紹介する冊子の配布、ホームページによる情報発信、環境保全のためのボランティア活動が催されるなど、野生鳥獣の保護を含む自然環境を維持していくための活動が、積極的に展開されているところです。

再び、資料 1-2「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区 保護に関する指針（案）」をご覧ください。

地区の面積は、指針（案）「項目 3」のとおり、約 70ha、更新後の指定期間は、令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日までの 10 年間となります。

なお、この期間は、箕面勝尾寺鳥獣保護区の指定期間と同じであるため、箕面勝尾寺鳥獣保護区の期間を更新するための指定手続も、あわせて進めています。

次に、特別保護地区の指定区分ですが、森林鳥獣生息地の保護区となります。

「項目 6」の（1）地域の状況と（2）鳥獣の生息状況については、先程、写真により説明したとおりでございます。

今回の特別保護地区の指定にあたり実施した文献調査によると 128 種の鳥類の生息が確認されており、この内訳は、留鳥 42%、夏鳥 14%、冬鳥 31%、旅鳥等 13%となっております。このなかには、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサのほか、サンショウクイ、サシバなど 13 種の環境省レッドリスト掲載鳥類や、ツミ、アオバズク、イカルチドリなど 22 種の大阪府レッドデータブック掲載鳥類が確認されています。また、繁殖期に実施した現地調査において確認された 24 種類のうち、12 種で繁殖を示唆する行動が確認されました。

本地域は、ハヤブサやオオタカ、フクロウなどの生態系の上位を占める猛禽類が多く生息し、留鳥を主体として、冬鳥や夏鳥も多く生息し、繁殖及び越冬、渡り通過時の鳥類の採餌・休息の場所として一年を通じて重要な生息地となっています。

また、獣類では、大阪府レッドデータブック掲載哺乳類であるキツネ、アナグマのほか、ニホンリス、ノウサギ、タヌキなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地域となっています。

なお、10 年前の保護区更新時の生息調査においては、鳥類 116 種、獣類 12 種の生息が確認されており、今回とほぼ同様の調査結果が得られています。

保護管理に関する事項につきまして、指針（案）「項目 6」の（3）、2 ページ目から 3 ページ目をご覧ください。

本府としましては、立木竹（リュウボクチク）の伐採や開発等を制限して、野生鳥獣の生息環境の保全を図っております。また、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPOなどと野生鳥獣の生息状況調査を実施しており、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させることといたします。

また、行政職員等による巡視や警察と連携したメジロ等、鳥類の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど、鳥獣保護区の適切な管理に努めてまいります。加えて、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努めてまいります。

なお、シカやイノシシ等による農林業等被害に対しては、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画及び大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画等に基づき、有害鳥獣の捕獲等による適切な保護管理を行い、その低減に努めてまいります。

次に、指定の手続きにつきまして、ご説明します。

資料1-4「箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定スケジュール」をご覧ください。

まず、本日の当部会の開催に先立ち、鳥獣保護管理法により規定された、保護に関する指針の（案）の公告及び公衆への縦覧手続きを5月2日から5月16日の間で行いましたが、意見等の提出はありませんでした。また、箕面市その他の関係機関、及び利害関係者との協議については、全てにおいて異議無し、同意する旨の回答が得られています。

今後は、本日の野生生物部会の開催・答申を経まして、8月下旬には本府内で意思決定、9月上旬に環境大臣へ指定の届出、国の異議がなければ、10月上旬には公示を行い11月1日から新たな存続期間が開始するとの予定で進めてまいりたいと考えております。

以上で、箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 前迫部会長 ご説明、ありがとうございます。ただ今のご説明に関して、委員からのご意見を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。どこからでもこれに関して、お願いできればと思います。高田委員、次に、高柳委員、よろしくお願いいたします。
- 高田委員 最後に巡視の話が出たので、巡視の件なのですが、数年前に、鳥獣保護員の制度が変わって、鳥獣保護員は、月数回の巡視員という人たちがいなくなり、大阪府の職員の方で、その分の仕事を実施するというふうに変ったかと思いますが、人数が減った分で巡視が行き届かないことが出てきているのではないかと思います。巡視の状況とか、人員の状況とかを事務局にお伺いしたいです。
- 前迫部会長 ありがとうございます。事務局からよろしくお願いいたします。
- 事務局 鳥獣保護管理員につきましては、府の中の制度が変わりまして、現在、廃止となっております。その分、出先事務所であります農と緑の総合事務所の職員と、私どものところにおります鳥獣専門員を適宜派遣して、巡視活動しておりますし、また、鳥獣保護管理に関する鳥獣捕獲等の許可権限が、今、市町村に委譲されているという関係がございますので、市町村の担当職員とも適宜連携しながら、巡視及び情報交換に努めているところ

でございます。そのような形で、鳥獣保護管理員がいたときと比べて遜色のない巡視等の活動に努めておるところでございます。

○前迫部会長 よろしいでしょうか。

○高田委員 ありがとうございます。われわれ日本野鳥の会は、鳥獣保護員を出して活動してきたので、その中身、巡視の制度とか、行ける範囲とか、府と市町村で継続してただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局 今後とも市町村及び関係機関と連携しまして、そのような巡視等の活動に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。今回も鳥獣保護指針（案）については、関係機関からの意見を求めるということでしたが、特段、意見は挙っていないとのことでしたが、日常の管理において、関係機関との連携というのは、行政だけでは回らないので、ぜひとも密接に関係機関と連携していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

○前迫部会長 では、高柳委員、お願いします。

○高柳委員 どうもありがとうございます。10年前は、調査というのは、現実に調査をしているのか、指定するときは調査をしています、先ほどのお話を聞いていると、再指定にあたって、更新にあたって調査をしていないのか、それがとても気になりまして、1つしかない特別保護地区について、「文献調査」といったときの文献リストをもらっていませんし、これで本当に実質なのか、何も調べていなくてそのままなのか、これは非常に大きな問題ですので、このことについてしっかりご説明いただきたいと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。とても重要なこととして、私も気になっていたところとして、この点、よろしく願いいたします。

○事務局 文献調査につきましては、環境省等から出された新しいデータ等も使いつけております。合わせて繁殖期につきましては、調査を依頼しまして、繁殖状況等、あと、生息状況等の調査も行っているというところでございます。

○高柳委員 それなら、その調査結果を示してください。調査結果なしに「調査しました」と言われても、何もわからないですし、文献調査といった場合、文献の年数です。何年の文献を調査したのか、例えば、10年前以上の文献を調査しても更新には役に立ちませんし、文献調査をしたというのなら、文献リスト、何年の誰のどのようなものを使ったのか、そこにどのような種が挙っていたのか、前回とほぼ同じなのかどうか、今、様々な地域で保護区であっても、環境が変わって種が減っているということが起きているので、それについて、何も具体的な報告もなしで、本当に1つしかない特別保護地区を大事にしているのかが府民に伝わらない気がします。本当に大事にしているのであれば、そのようなものをきちんと出して、府民に対して、「このような情報が足りないから、今後、一緒になって集めなさい」とか、そのような発信がなければいけないと思いますが、そのあたりが全然、感じられなくて、実際のデータ、今、調査されているのなら実際のデータをお示

しいたきたいと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。この点いかがでしょうか。例えば、今のご指摘と関係するのですが、文章の中に「128種の鳥類の生息しており」というところがございますが、これが何年の調査なのか、過去から10年ぐらい、保護地区の指定（案）は、令和4年から10年走りますので、この過去10年の間にどうだったのか、これまでの指針を特に見直す必要はないのか、それはデータが示してくれると思いますので、少し詳細にご説明いただければ幸いです。事務局からよろしく願いいたします。

○事務局 今、画面共有をさせていただきましたが、見えていますか。こちら側の資料が、今回、指定にあたりまして、昨年度、調査させていただいたものになるのですが、こちらが野鳥の会さんに調査を依頼させていただいてまして、その中で、まず、文献調査としましては、こちらに3点の文献を使って調査させていただいております。1点が、2011年から2021年の野鳥の会さんで行われた探鳥会の調査記録、もう1点が、「大阪府鳥類目録2016」で、もう1点が、環農水研（大阪府立環境農林水産総合研究所）等で行っておりますモニタリング調査結果を使っていただいております。「環境省レッドリスト」につきましては、こちらに示しております最新のものを使っております。

あと、現地調査につきましては、こちらの日程で年5回調査していただいているところです。こちらが、現地調査の調査結果になっております。内訳、種数につきましては、前回10年前にも同様の調査をしておるのですが、ほぼ同じような結果となっております。若干種数という形では増えておりますが、たまたま見られたものとかがあると思いますので、あまり変わっていないという状況です。リストとしては、このような形になっております。繁殖状況についても調査いただいております。現地調査で24種確認したもののうち、12種が繁殖行動を示唆させるような行動が見られたということで報告いただいております。こちらの生息個体数については、238羽が見られているということになっております。生息密度についても、このような形で調べていただいております。現地調査の中で見られた重要種としましては、ミサゴのノスリ、ハヤブサ、サンショウクイ、コシアカツバメ、オオムシクイ、センダイムシクイ、コサメビタキの計8種という形になっております。この区域内でルートセンサスとポイントセンサスを用いて現地調査していただいているという状況です。哺乳類につきましては、現地調査では、ニホンザルとニホンリス、イノシシの3種類が確認されている状況です。

続きまして、文献調査ですが、こちらの3種類のデータを用いて調査しております。確認種数につきましては、合計182種となっております。こちら10年前の調査結果と概ね変わらないという形となっております。リストとしてはこのような形となっております。その中の重要種につきましては、合計で30種類という形となっております。環境省レッドリストでいきますと、チュウサギやサシバとか、ブッポウソウ、ハヤブサ、サンショウクイなどといった種類が確認されているところです。哺乳類につきましては、ニホンザル・ノウサギ・ニホンリス・タヌキ・キツネ・アナグマ・イタチ、おそらくシベリアイタチになるかと思いますが、イタチとイノシシ、ニホンジカ、アライグマとハクビシン

などが確認されている状況です。

調査結果としては、このような形となっております。

- 高柳委員 ありがとうございます。きちんと調査されているということはよかったです。一つ気になるのは、10年間の調査結果を用いているので、例えば、オオタカなどは、私、箕面で係わっていたので、10年前はいたかもしれませんが、今はいないかもしれないものも挙っているような気がします。

近年やられた調査では128種よりも大幅に少ない、文献調査で128種あがっていますが、実質調査では非常に少なかったりしていますし、更新にあたって、府民の関心をもっと高めていただけるような今のようなデータのうち、公開できるような内容、例えば、「10年前には、これはいたけれど、今はこうです。」という対照表とか、「繁殖拡大図はこれです。」とか、「今回の調査で見つかったのは、そのうちこれです。」とか、一覧表みたいなものをつけて公開していただくとか、今の文章のままだと、「貴重だから挙げました」といった形式張ったものにしか見えませんが、せっかくそのように努力されているのであれば、そのような努力を府民に伝えて、「素晴らしいものをみんなで維持しましょう。」というところへ結びつけられるような形で、文章を挙げていただければいいのではないかと思いますので、その辺、ご検討ください。以上です。

- 前迫部会長 ありがとうございます。重要なご意見かと思えます。例えば、鳥類の中にも外来種が何種類かリストされていて、哺乳類もアライグマとヌートリアは、10年前にもいただろうと思えますが、その個体数が増えているのか、減っているのか、現状維持なのか、もう少しデータを見れば現状がわかるというデータの出し方、グラフ一枚書けば増えているか減っているかがわかるので、そのようなことで府民の方にも関心を持ってもらうような示し方も、議論でもデータが重要なベースになりますが、公開するときにも、そのような、例えば、「これだけ鳥類が多様である」というときにも重要になるので、事務局、いかがでしょうか。このようなデータの今後の扱いについて、何かお考えのことがありますか。

- 事務局 今、委員の皆様から前向きな意見をいただいておりますので、そのような形で府民にもっと興味を持っていただけるような示し方、今後、これを工夫していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

- 前迫部会長 ぜひ、よろしくお願いたします。黒田委員、ご意見、頂戴したいと思います。お願いたします。

- 黒田委員 森林に関する事で気になる点があります。6の(3)の保護管理に関する事項、「立木竹の伐採や開発等を制限して」としか書いてないのです。これだと制限なのです。これは二つ問題があって、例えば、猛禽類は、ある程度、広い場所がないと狩りができないということとか、逆に、イノシシとかシカの活動を止めるには、出てくると困るところはある程度、森林を整理するということをやらないと、生物のバランスというものは、かなり森林に依存しているので、それをきちんと意識した説明になってほしいというのが森林の立場からの考え方です。これも伐採制限になってしまうと、今でも荒れて暗いのに、

もしかすると、地区の鳥獣は、そのような環境で生息しにくく減っているかもしれないということもあり得ますし、今回のご説明は、野生の鳥獣類の話しかなかったので、生息地のことは、もう少ししっかりと科学的に書く必要があるのではないかと思います。むやみな開発はダメですが、里山ということで、もう少ししっかりと樹木を整理しないといけないところもあちこちにありますが、実際、保護区域だとどうなのかということは、データが足りないのかと思ったところです。10年前と今年とでは、この10年で随分、状況も変わってきていますので、これからの10年にあたっては、いろいろなバランスということでの説明は必要かと思います。以上です。

○前迫部会長 ありがとうございます。重要なお指摘で、今、黒田委員がおっしゃった「立木竹の伐採や開発等、制限して」というところですが、例えば、竹林が広がっているところだと、制限するよりは、むしろ積極的に制御したほうがいだろうし、ここの書き方が乱暴というか一括しすぎているところがあるということと、哺乳類とか鳥類のデータというのはリンクしているので、そのあたりきめ細かく本当は解析していきたいところではあるのですが、鳥類の増加傾向が本当にあるのか、一定なのかということと森林側はどうなっているのかということも照らし合わせたいということも、黒田委員のご指摘のとおり、私も感じるころではありますが、事務局、このあたりの森林の扱い、データとして、あるいはこの書きぶりをどのようにお考えか、よろしく願いいたします。

○事務局 今回、指定しています特別保護地区に指定しようとしている場所は、都市公園の箕面公園の中にごさいますて、都市公園ということで、一定の保全がなされているという区域でごさいます。あえて指定している場所について、そのような管理が行き届いていないとか、そのような場所は見受けられないのではないかと考えております。

鳥獣保護区自体は、鳥獣の捕獲等を禁じて、野生鳥獣を保全するということで指定するのですが、保護地区は、そのコアな部分につきまして、更に生息環境を保全するために、何でもかんでも開発できるという形ではなくて、一定の行為制限をかけて、その場所自体の開発を抑制するというような性質がございますので、書きぶりについては、工夫はしたいと思いますが、制限については、これ以上のことをかけるとか、そのような形にはできないのかと思っています。

○黒田委員 ちょっとよろしいですか。制限に関しては、理由はわかりました。ただ、指定区域だから、公園内だから管理されているとおっしゃいましたが、実は計画管理しかしていないはずなのです。動物の生息にとって望ましい環境は何かということが、いろいろな科学データも出てきているかと思いますが、これから10年で動物の生息に適した環境を整えるという意味では、ここの立木竹率を減らそうとか、もう少し積極的な働きかけがあるかもしれない、そのような観点を持っていただいて、これからの方針、10年後にはもっと変わるかもしれないという前提で、見方を変えていただけないかということです。今は、どこの地域も景観保全なのですよ。人にとってきれいであればいいということと、希少植物をきちんと守るという守りの姿勢が強いので、実はそうではないということも、少し事務局で意識していただければと思っています。以上です。

- 前迫部会長 ありがとうございます。このあたり事務局から何かありますでしょうか。
- 事務局 どうしても文面が「開発規制」という立場に偏った形で表現しておりますから、そのようなものは生息環境に配慮するような書き方で追記するなど、今後、検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 前迫部会長 ありがとうございます。ここで関連してなのですが、「生息調状況査を実施し、科学的データの収集に努め、今後の保護管理に反映させる。」ということは重要だと思いますが、このあたり、実際にデータを取っておられる機関、大阪府の機関などもそうだろうと思いますが、ここで実際、解析的に見ながら、森林のデータも集めておられて、鳥獣のデータも集めておられて、その関連関係、今、うまくいっているというところを見ていただく機関というのは、あるだろうと思いますが、連携しておられるかどうか、そのあたりの現状を教えてくださいませんか、事務局、いかがでしょうか。
- 事務局 継続的にというのは、都市公園でございますので、公園を管理しております土木事務所及び公園の指定管理者の団体が、日常的な状況を確認されているというところでございます。ただ、普及啓発とかの意味合いもございますので、箕面ビジターセンターとも連携しながら、そのような保全活動とか、啓発活動を実施しているというのが実態でございます。そこに特化して、特に環境調査、森林も含めた鳥獣と一体となった環境調査をしているところがあるかと言われれば、実質的にはないと思います。
- 前迫部会長 高田委員からも手が挙っているので、意見をお聞きしたいと思いますが、このところはとても重要になってくるかと思えます。文面で3行、4行に書かれていることが、妥当に運営されるとすると、実質的にやっていただかないと、ただ、文章が書いてあるだけということにもなりかねないので、このあたりも少し気になるころではあるのですが、先に高田委員から手が挙っていますので、ご意見いただきたいと思えます。高田委員、お願いいたします。
- 高田委員 今の前迫部会長のご意見と同じなのですが、科学的データを取っている団体というのが、何団体かあるかと思えます。私たち野鳥の会が鳥のデータを取って、探鳥会もやっていますが、哺乳類をやっている方は、また違う方々がやられているので、データの取り方が違いますよね。そのデータを取っている頻度とか、専門性みたいなものも、団体さんによって違うので、一律に扱うというのは少し疑問があります。鳥に関していえば、ここに書かれているのは、全国的な傾向と、鳥的にはとても狭い範囲なので、全国的な傾向と同じ感じになるのですが、哺乳類はもっと狭い範囲で暮らしている生き物もいるので、同じレベルで扱わないほうがいいのではないかと思います。特に後からシカの問題を議論されるかと思えますが、感覚的には、シカが増えたことによってウサギが減っているように思います。そのようなNPOなり、任意団体、サークル活動でやっておられる団体さんたちがやらない部分というのは、府で補填していかないといけないと思えますので、巡視のときなどにもデータを取って蓄積して行って、それを反映させていかないと、民間団体がやらないからデータがありませんでは困ると思えます。
- 前迫部会長 ありがとうございます。このあたり、事務局から何か、今、それぞれがデー

タを取っておられると、それをうまく解析していったら、森林保全をしながら、なおかつ野生鳥獣の保全につなげていくという、その総合関係の作り方、体制の構築の仕方について、現状とこれから10年走っていくので、何かコメントありましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局 まずはそのような団体等の情報を収集することから始めないといけないと思います。今、委員の皆様方から前向きな意見をいただいておりますので、そのような反映に向けて、今後、努めていきたいと考えております。

○前迫部会長 よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

では、続いて、大阪府森林組合の方から手を挙げていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○栗本委員 栗本です。よろしくお願ひいたします。

関連するのですが、保護管理に関する事項の中で「シカやイノシシ等による農林業等被害」と書いてあるのですが、ここの特別地区の中では、農林業被害はほとんどないのではないかと考えているのですが、それよりも森林植生に対する被害とか、そちらになるのかと思ひますが、これはもう少し範囲を広げて農林業被害ということなのでしょうか。そこをもう少し明確に書いていただいたほうがいいように思ひます。

○前迫部会長 ありがとうございます。事務局から、これに関していかがでしょうか。

○事務局 特別保護地区そのものに関しましては、委員がおっしゃるように、どちらかというところ、森林植生の被害と、そのような形になります。シカ・イノシシは移動しますので、それより周辺ということになってきますと、「そこに鳥獣保護区保護地区があるから被害が増える」というようなお声も聞きますので、そのようなものに対しては、保護管理による捕獲に努めるという意味で書かせていただいているというところがございます。森林植生についての記載が不十分でしたので、その辺は工夫させていただきたいと思ひます。

○前迫部会長 ありがとうございます。栗本委員、この回答でよろしいでしょうか。

○栗本委員 結構です。よろしくお願ひいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。委員から問題のご指摘をいくつかいただきまして、文面に関することも少し修正していったほうがいいということと、実際に科学的データの収集・蓄積だけではなくて、それを保護管理に活かす形に反映させる体制、それが今、少し不足しているようなところもあるので、そこは文面に書くのは難しいですが、実質的に構築していただひいて、保護管理につなげていかないとはいけないという、課題も含めての案ということになるかと思ひますが、この辺は、事務局としてはどうでしょうか。この審議案をこのままで通すというよりも、若干修正いただく部分もあるのかと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

○事務局 これは指針の案でございますので、案については、少し改めたうえで見ていただく形を取ればと思ひています。ただ、告示等の関係もありますので、その辺の作業について、時間がない中でやりますので不十分な部分もあろうかと思ひますが、それはご容赦いただければと思ひます。

- 前迫部会長 修正いただいた案は、いつ頃、委員に戻していただけるのか、スケジュール的にはいけるのでしょうか。
- 事務局 事務局で改めた案をお示しする時間はあるかと思えます。それを見ていただいて検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 前迫部会長 ありがとうございます。それでは、委員からいただいたご意見は、できるだけ反映させていただいて、新たな案を委員で共有すると、そして、最終的には決めていくということになるかと思えます。ほかにこのことに関して、指針（案）に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。時間も限られてございますので、改定というか、修正というか、今の委員のご意見を十分に反映した上で、この案を部会での審議案ということにさせていただきたいということでもよろしいでしょうか。事務局としてもよろしいですか。
- 事務局 事務局としましては、今回は、特別保護地区の期間を10年、更に延ばすということが、今回の諮問でございますので、それについては、委員の皆様のご反対意見はなかったのかと思えますので、それについては答申ということでもいただきまして、それを実施する上での案につきましては、改めて内容等を確認していただく、と、そのような形でお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。
- 前迫部会長 では、2段階に分けるというか、10年間この保護地区に関しての指定は、継続するという、保護地区に関しての継続については、まず、ここで一旦ご承認いただくと。案に関しては、また改めてということでもいいのですか。これは案についてはメール審議的なことですか。
- 事務局 これまでやっておりますように、メールをこちらから送って、検討いただいて、また反映させると、そのような作業をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。
- 前迫部会長 ありがとうございます。では、事務局からご説明いただいたとおり、2段階的になりますが、まずは10年間、更に特別保護地区の指定について継続するという、そのことそのものについての「決」を取らせていただきたいと思えます。
- このことについてご承認いただくということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）
- では、ご異議がないということ、ご承認いただいたということにさせていただきます。大変ありがとうございました。
- それでは、審議事項についてはこれにて終了ということになります。

続きまして、前期第二種鳥獣管理計画（シカ、イノシシ）の取組結果並びに今期計画における捕獲実施目標及び取組状況等について、事務局からご報告いただくことになっております。よろしくお願いいたします。

- 事務局 それでは、続きまして報告事項について説明させていただきます。

まず、7月19日に、令和4年度 第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会を皆済させていただきました。

議事内容については、こちら（資料2-1）の議事概要書にまとめておりますので、ご確認ください。

こちら（資料 2-2）が、府の検討会の際に、環農水研からご説明いただいた資料となっております。こちら（資料 2-3）も後ほど確認いただければと思います。

続きまして、こちらが 1 点目、シカ・イノシシ捕獲の前期計画の取組結果と今後の捕獲目標等になります。

昨年度、令和 3 年度の捕獲実績とか、諸々データが揃いましたので、こちらについて改めてご説明させていただきたいと思います。

まず、管理計画の目標について、シカ・イノシシともに農業被害が大きい、又は深刻である地域をなくすということを目指しては、結果としては実現できていないという状況となっております。

農業被害につきましては、令和 3 年度は、シカについては若干増えている一方で、イノシシについては、どの地域についても被害が下がっている状況となっております。

個体数管理の目標に関しましては、シカについては、まず、平均生息密度 10 頭以下というところで挙げておりましたが、結果としましては、12.4 から 18.8 頭ということで、こちらが生息密度の推移のグラフになるのですが、令和 3 年度、個体数が急に増えてしまっておりまして、平均で 18.8 頭という形となっております。

こちらがその分布状況になりますが、結果としましては、茨木市の北の切畑とか、その辺りで、今まで見られなかったのが見られる形で、今まで見られなかった地域でも増えてきている状況となっております。

捕獲数につきましては、令和 3 年度は、過去最高水準に捕獲は実施されているという状況です。ただ、イノシシの豚熱の蔓延の関係で狩猟に出られる方が少なかったようでして、狩猟の捕獲実績としては、例年より若干少ないという形となっております。

イノシシにつきましては、銃撃目撃効率 0.15 以下、捕獲頭数は 3,100 頭以下ということで目標を挙げておりましたが、令和 3 年度に、豚熱の影響もありまして、0.11 頭と個体数は減っている状況です。

捕獲につきましては、平均で 3,199 頭、令和 3 年度は、個体数も減ってしまっていますので、1,100 頭程度で留まっているというような状況となっております。

くくりわなの捕獲効率で生息状況は見られますが、こちらで見ますと、どの地域でも基本的には、個体数が令和 3 年度に下がってきているという状況となっております。

捕獲目標についてですが、こちらが現状の第 5 期計画に掲げておりますシカの捕獲目標になるのですが、年間 1,550 頭ずつ捕獲していくことによって、令和 8 年度末には、生息総数が 4,350 頭程度ということで、概ね生息密度が 10 頭未満になるような形で計画を掲げていたところです。

ただ、令和 3 年度の生息状況をモニタリング調査から見ますと、生息密度の最大値が 7,300 頭という数値結果が出ておまして、7,300 頭という推定値を元に年間 1,550 頭ずつ捕獲していくという形でいきますと、令和 8 年度末では、生息頭数が 6,620 頭ということになって、生息密度が 10 頭未満という目標は達成できないという形となっております。ただ、生息頭数の推定値というものには幅もございますので、生息頭数の推定値の平均値で

ある5,900頭というところを元に計算していきますと、年間1,550頭ずつ捕獲していくことにより、令和8年度末には、3,150頭ということで計算されまして、概ね3,300頭で平均10.5頭となりますので、目標の平均10頭以下ということは、目標は達成される形の数字となっております。

このような状況を踏まえまして、今後の捕獲目標については、計画上は1,550頭で継続しながら、推定値に幅もございまして、生息密度の高い地域などで捕獲を強化していきたいという形で、検討会ではご説明させていただいたところです。ただ、検討会でご意見をいただきまして、「シカの生息頭数が増加傾向にある」という調査結果が出ておりますので、このまま1,550頭でいってもかまわないのか、もっと捕獲しないといけないのではないか」というご意見をいただきました。

このようなことを踏まえまして、管理計画上は1,550頭にはなるのですが、実際の実施計画としましては、年間1,800頭程度を目標としまして捕獲を進めていきたいと考えておるところです。

イノシシにつきましては、令和3年度は、かなり捕獲数が減ってはおりますが、また豚熱が終息しますと個体数が増加するという可能性としてございまして、管理計画に掲げました目標をそのまま据え置きで継続していきたいと考えておるところです。

続きまして、令和4年度からの本計画に基づく取組状況（資料2-4）についてです。

まず、1つ目が、中南部地域のシカ対策についてですが、1点目、こちらが和歌山県から捕獲状況のデータをいただきまして、データを図のとおり整理させていただいております。

こちらが令和2年度のシカの捕獲状況を図に示したものでして、この図を見ていただいたらわかりますとおり、和歌山県境付近、和歌山県側でも結構捕獲がされているという状況です。この緑色のところが、1頭から10頭捕獲されている区域となっているところです。

続きまして、獣害対策の府県連携というところで、現在、大阪府の農政室を中心としまして、和歌山県とシカ・イノシシの獣害対策の連携を進めていきたいというところで、和歌山県と調整しているところとなっております。

続きまして、友ヶ島外来シカ関係行政機関会議ということでして、和歌山県の友ヶ島ですが、こちら外来のシカが生息しているということで、和歌山県が主体となりまして、環境省と連携しながら対策を実施しているところです。

会議の構成員としましては、和歌山県、和歌山市、環境省、大阪府が構成員となって会議に参加させていただいているところです。

事業としましては、「DNA分析」とか、「生息状況調査」とか、あと「植物種の調査」などしているところです。

今年度は、主な生息地である沖ノ島、友ヶ島のうちの左側、西側の島です。こちらは沖ノ島というのですが、こちらの島で生息状況の調査をされると聞いております。

こちらはモニタリング調査についてですが、大阪府と近隣の府県でモニタリング調査の

実施している状況をまとめた図となっております。

この赤丸で示したところが、大阪府が実施している区域です。ピンク色が、他府県で実施されているところです。赤丸の点線になっていますが、紀泉高原の国有林がございまして、予定となっておりますが、今、既に研究所と国有林とで調整していただいて、モニタリングカメラを設置するというところで進んでいるところです。

こちらが河内長野市における調査状況ということで、河内長野市の小深地区などでモニタリング調査のためカメラを設置しているのですが、そのカメラで撮影されたシカの頭数を図としたものです。

この図を見ていただいたらわかりますとおり、令和3年9月以降は、定常的にシカが目撃されているという状況となっております。

最後に、広報とか、普及啓発に関することですが、ホームページにつきまして、昨年、「シカのことについて府民の方は全然知らない、北摂でも生息していることを知らない」、というお話をいただきましたので、まず、シカの生息状況とか、あらゆる問題についてホームページをこちらのURLに作成しております。

この前の検討会でホームページについてご意見いただいているところなのですが、こちらは今後、随時、修正していきたいと考えております。

チラシにつきましては、例年、このような形でシカ・イノシシの捕獲のお願いのチラシを配布させていただいているのですが、今年度は、特にシカに注目しまして、シカの生息状況についての図をつけたようなチラシを狩猟者さんなどに配布したいと考えております。

あと、南部にシカが増えているということも、あわせて普及したいと思っておりますので、こちらが作成している案とは変わってきているのですが、このような形でシカのチラシを作成して普及啓発を図っていきたいと考えているところです。

併せまして、話題提供（資料3）として挙げておりましたカモシカなのですが、令和4年4月8日に、犬鳴山に設置しておりましたモニタリングカメラに1頭カモシカが撮影されております。

カモシカにつきましては、文化財保護法で特別天然記念物となっておりますので捕獲が禁止されているものとなっております。錯誤捕獲も発生する可能性がありますので、このあたりについては、狩猟者さん向けのチラシとか、あと、捕獲された場合のマニュアルなど、現在、そのようなものを作成しております、お配りはしていないのですが、「カモシカ対応マニュアル」というものを作成させていただいております。

こちらは大阪府の関係機関向けの資料になるのですが、基本的にカモシカが目撃された場合とか、捕獲された場合の対応のフローという形で狩猟者が確認された場合に、市の文化財保護担当に報告いただいて、市の鳥獣担当に報告していただくと、その後、大阪府にも連絡いただいて、適宜対応していく流れのフロー対応マニュアルというのを作成しているところです。

事務局からの説明は以上となります。

- 前迫部会長 ありがとうございます。シカ・イノシシの管理計画は、検討委員会にて、高柳委員が会長ということで、議論していただいた報告をいただきました。ありがとうございます。また、カモシカが目撃されたということについてのご報告もいただきました。以上について、委員の方から何かご質問・ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。教えていただきたいのが、カモシカが1頭だけ、1頭は自動撮影装置で確認したということなのですが、このあたり何頭ぐらい生息しているのか、そのベースの情報は、今まであったかと思いますが、それが目撃されていなくて、突然、位置が確認できたのか、そのあたりの背景になる情報もあわせて教えていただければ有り難いのですが、いかがでしょうか。
- 事務局 カモシカにつきましては、大阪府では従来確認されていなかったのですが、資料3につけております資料の最後のページですが、これは環境省の調査結果になるのですが、和歌山県と大阪府の県境付近まで生息が確認されている状況でして、このような個体が、今回、犬鳴山に出没したのかと考えております。
- 大阪府には基本的には生息していないけれども、たまたま見つかることもあるのかという状況が、今の状況かと思っています。
- 前迫部会長 承知いたしました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。委員の方からご質問、いかがでしょうか。寺西委員、お願いします。
- 寺西委員 すみません。先ほどのカモシカ対応マニュアルですが、これが今、お作りになられているということで、できればお送りいただければ、丁度、今、狩猟免許の申請時期に当たっていますので、中に織り込んで皆さんにお示ししようかと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。猟友会さんにつきましては、先日、メールでマニュアル等々、送らせていただいております。
- 寺西委員 そうですか。
- 事務局 狩猟者登録の際には、狩猟者さん向けのチラシも合わせて織り込んでお渡しいただきたいと思っていますので、改めてご案内させていただこうかと思っています。
- 寺西委員 併せて、よろしく願いいたします。
- 前迫部会長 ほかにいかがでしょうか。高柳委員から、検討委員会に関係して、何かコメントございましたら、お願いします。
- 高柳委員 カモシカの件ですが、カモシカは、周辺山系から出てきて増えてきているかと思うかもしれませんが、そうではなくて、シカによって高標高の生息環境が悪くなって下の方に出てきていると、シカのいない植生の残っているところにカモシカが出てきているとふうに理解していただくのがいいということです。
- 今後、どんどん増えていくという可能性は、押し出される形で増えるのであって、別に個体数が増えているのではないことと、あと、今後は、例えば死体を発見したり、交通事故があった場合、市町村できちんと対応できるのか、滅失届をしなければいけないのです。南部の市町村の方に連絡を取って、きちんとしていただきたいと思いますという2点、お願いし

ます。

○前迫部会長 ありがとうございます。この点、事務局では、マニュアルを作っておられるということなので、和歌山から来たとすると、その連携も必要になるかと思いますが、そのあたり何かコメントありますでしょうか。

○事務局 大阪府の文化財保護課と調整させていただいておりまして、死亡個体であっても、市の文化財担当に連絡いただくという形で調整しているところです。

市の文化財担当も鳥獣のことは慣れていないということもありますので、市の鳥獣担当の方と連携しながら対応していくという形になるかと思っています。

○前迫部会長 ありがとうございます。では、平井委員と黒田委員から手が挙っておりますので、平井委員からお願いします。

○平井委員 以前もお聞きしたかと思いますが、カモシカの日付けを見ていると、確認が4月8日で、多分、データの回収の関係だと思えますが、6月まで報告の日がちが空いているのですが、これはどれぐらいの周期で回収されているものなのでしょうか。ちょっと間隔が空いているので、情報として、そのときにわかっても、随分前の話になっているような気がするのですが。

○前迫部会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 こちらは環農水研で設置されているもので、概ね3ヵ月程度で回収されていると思いますが、環農水研の幸田主任研究員から補足などありましたら、お願いします。

○幸田主任研究員 幸田です。お世話になっております。

今、事務局がおっしゃっていたとおり、だいたい2、3ヵ月に1回という形で回収に行っていることが多いです。

○前迫部会長 カメラの回収頻度と、今回の公表との。

○幸田主任研究員 そうですね。おっしゃるとおりで、3月末に設置して、5月末に回収に行くと、6月上旬の間にデータを見て、カモシカが写っていてビックリしたというのが実情なのですが、多分、平井委員がおっしゃっている「4G とかの携帯回線を使ってデータを」というあたりのご提案かと思いますが、結構、山奥部分になっていて、普通に持っているスマートフォンでも電波が入らないところが多いのが実情で、なかなか大阪とはいえ、難しいところが多いかと感じて、あまりそのあたりは使っていないのが実情になります。

○前迫部会長 ありがとうございます。タイムリーに捉えられたほうがいいことはいのですが、そのような状況のようでございますので。何か平井委員からありますか。

○平井委員 そうですね。通ったときだけシャッターが下りるようにはなっているわけですよ。わかりました。

○幸田主任研究員 そのとおりです。

○平井委員 わかりました。

○前迫部会長 では、続いて、黒田委員から、よろしく願いいたします。

○黒田委員 質問なのですが、天然記念物ということでいろいろな対応の取り方が難しいか

ということはお聞きしましたし、シカに追い出されてカモシカが出てきたかもしれないということもお聞きしましたが、もう一つ、カモシカがメインの県というのはいくつもあって、そのようなところではかなり被害で困っていると思いますが、話も聞きますし、下層植生で食べるのも一緒ですし、そのように天然記念物だけでも、保護だけではいけないということがわかってきて、そのような被害のあるところの自治体の方というのは、どのように対応されているのでしょうか。触るわけにはいかない、ルールありきなのか、それとも、被害が出てくると文化庁に対して、何らかの要望をされているのか、今後、大阪府も必要になるかもということで、その辺も状況をお聞きしたいと思います。

○前迫部会長 ありがとうございます。事務局から、これはいけますか。高柳委員に願いますか、どうでしょう。

○事務局 高柳委員から、フォローいただければ有り難いです。

○高柳委員 ありがとうございます。カモシカは縄張りを持つ動物なので、下層植生に対しては、自然植生に対して劣化をさせるということはまず起きませんので、自然に対する問題はないです。造林木を食べたり、農産物を食べたりする被害というのはあるのですが、それについては、被害がひどい場合には、捕獲をしたりというようなこともあります。今は、被害のある地域は、文化財保護法と鳥獣保護法の特定鳥獣保護管理計画、その2つの法律をクリアして対応するというようにしております。

大阪では、まず、問題になることは起きないと思います。というのは、林業被害が起きるほど増えないでしょうし、農業被害は、シカより簡単に防ぐことができる動物なので、おそれる必要は全くないと思っています。以上です。

○前迫部会長 コメントありがとうございます。では、続いて、栗本委員から手が挙っておりますが、お願いします。

○栗本委員 ありがとうございます。環農水研さんの資料8ページに、森林植生の影響調査の中で、「林床植生3メートル以下」と書いていますと、普通はディアライン2メートル以下ですので、3メートル以下にすると、衰退度3、4が、ほとんど影響がなくなってくるということで、この図とその次の図とも一緒なのですが、衰退度2まではいくけれども、3、4はほとんど変わらない、シカが増えても3メートルのところまでは食べられませんので、当たり前なのではと思っておりますので、ここはもう少し工夫をしていただいたほうが、森林被害の実態がわかりやすいのかと思います。私、前も言ったと思いますが、どんなものなのでしょうか。

○前迫部会長 幸田主任研究員、お願いいたします。

○幸田主任研究員 ありがとうございます。この調査方法が兵庫県立大学の藤木さんが作られた方法で、大元のやり方だと、むしろ1メートルから3メートルの部分の植被率を使って評価するという形になっています。ただ、それだと栗本委員がおっしゃったとおりで、もっと一番影響のある部分が入ってこないのが、大阪の場合、特にどうだろうかということもありまして、0メートルから1メートルの部分の植被率といったデータも併せて取っていましたので、その部分を併せて評価するような形でやり方を改良するような形で、大

阪の場合は評価に用いていることにはさせていただいております。おっしゃるとおりで、もっと影響を見やすいという部分という意味では、1メートル以下の部分ぐらいだけに注目するのも一つのやり方かと思いますが、大元の広域的に行われている藤木さんのやり方がある程度踏襲するという意味もあって、3メートルまでの部分を使つての評価とさせてもらっているというのが実情です。

○前迫部会長 よろしいでしょうか。

○栗本委員 わかりましたが、森林の影響被害をもう少しはっきりとわかるようにしてほしいと思っていますので、ご検討、よろしく願いいたします。

○前迫部会長 幸田主任研究員すみません。9ページの下層植生衰退度変化というのは、これはどこで区切って、大元を基準にされておりますでしょうか。

○幸田主任研究員 ではなくて、0から1メートルの部分の草本層の植被率も含めての評価にさせていただいております。

○前迫部会長 9ページについては、割と実態を現しているという理解でいいですか。

○幸田主任研究員 ただ、ちょっとずれる部分も出てきてしまっているのは、おっしゃるとおりかと思ひます。

○前迫部会長 承知いたしました。なかなかこの辺は難しくて、比較検討のためにという部分と、独自にしてしまうと、比較検討が難しいけれども、実態を現すのは、独自性もあつたほうがいいということで、幸田さんの場合は、両方で絵を描いておられるという感じですか。

○幸田主任研究員 両方足し算して使っているという形です。元々のやり方が、1メートルから3メートルの木本の植被率、別枠でササだけの植被率を出して、その平均という形で評価するというのが、藤木さんの元のやり方なのですが、そこに草本層の植被率もあわせて、平均というところとちょっと違うのですが、評価に使う形に変えてやってみているというのが、今のやり方になります。

○前迫部会長 もう1つ送っていただいた9ページに、衰退度は4までであつて、グラフの中では衰退度3までになっているところがあるのですが、これはどう見るのですか。

○幸田主任研究員 大阪の場合は、衰退度4にあたる調査地というのは、今のところはまだ見られていないので、出てきていないことになります。

○前迫部会長 そうですか。

○幸田主任研究員 地図上では、全面的に示せるように4までという形で地図は書かせていただいておりますが、今のところは出ていないということです。

○前迫部会長 ありがとうございます。下層植生の衰退度の評価、なかなかご苦労されているということですので、引き続き、ご検討よろしく願いいたします。

○栗本委員 誤解をされたら困るのですが、少なくとも、表8を読むと、「林床植生3メートル以下の植被率の合計値と」ときちんとして書いてありまして、「それを6段階に分けると、植被率は、1、2、3、4」と書いてありますので、それを素直にその次のページに当てはめての数值だと思います。そうすると、森林植生3メートル以下の植被率の合計という

ことになりますので、シカが多少増えて、この衰退度3のように、ほとんど林床の草本層がなくても、衰退度3ということになっているというのが、現実ではないかと思っておりますので、ご検討よろしくお願ひいたします。

○前迫部会長 ありがとうございます。では、幸田さんに振る形になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、高田委員から手が挙っております。よろしくお願ひいたします。

○高田委員 シカの捕獲頭数の実績とか、目標値に頭数だけがあつて、年齢とか性別とかの記載がないのですが、獲れやすいというのは、感覚的に若いのが獲れやすいのかと思ひますが、そうすると、頭数を獲つても、回復が早いことになってしまうので、年齢とか、特に雄をどんどん獲つてもあまり個体数の削減には反映されにくいので、性別・年齢とかに沿った形にしたほうがいいと思ひます。それが難しい、現実的ではないよということでしたら、もう少し捕獲圧を高めるとか、単純な個体数だけでは、減らすというのは難しいのではないかと思ひますが、そのあたりはどうでしょうか。

○前迫部会長 これは事務局、どうでしょうか。お願ひします。

○事務局 今回、計画の中でも、雌シカの捕獲を推進するという形では、文言で挙げさせていただいておまして、その形で普及啓発はしておるところです。若い個体を獲つてもあまり意味がないということについては、捕獲の報奨金制度、国の制度があるのですが、こちらで成獣については、基本7,000円、幼獣については1,000円という形で区別しておまして、このような形でシカは成獣を捕獲する形で推進していく形にしていきたいと思ひています。

○前迫部会長 ありがとうございます。高田委員、よろしいですか。

○高田委員 わかりました。ありがとうございます。

○前迫部会長 ありがとうございます。皆様から活発なご議論いただきましたが、時間がオーバー気味でございますので、多々ご意見まだあろうかと存じますが、このあたりで、議論を閉めさせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

事務局におかれましては、今後も委員の意見をうまく管理・運営に反映できるように、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、これもちまして、本日の議事はすべて終了したということにさせていただきたいと存じます。進行にご協力いただきまして、委員の皆様にお礼を申し上げます。若干遅くなりまして申し訳ございません。では、事務局にお返しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

本日の部会でご審議いただいた結果につきましては、具体的には期間の延長については異議がなかったということ、それから、指針(案)については、もっと前向きな形という意見があつたかと思ひますので、それにつきましては、今後、事務局で改めた案を、改めて各委員にお示しいたしますので、何かご意見等ありましたら、事務局までお願ひした

いと思っています。

なお、答申の文面につきましては、事務局で作成した案を前迫部会長にご確認いただいた後で、交付することといたします。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

○黒田委員 すみません、一つだけちょっと質問宜しいですか。質問というかお願いなのですが、ネットの会議の場合は名刺交換とかいろいろしていなくて、事務局の方の役職やお名前がなかなか分からないのです。配付物に委員の一覧表だけはありますけれども、できれば担当の方のリストも入れて頂けると次のご相談する時にやりやすいと思います。次回からお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。次回から気を付けてその辺、配付させていただきます。

(終了)